

# 西街区土地売却問題の監査請求 三島市は大丈夫なの?

1月30日、三島駅南口の整備を考える市民の会代表の渡辺豊博氏(グラントドーカ三島専務理事)が、三島駅南口西街区の開発事業をめぐり、市が土地開発公社に西街区の土地を不正に安々東急電鉄に売却させたとして、豊岡武士・三島市長に対し約四億五千万円の損失補填を求める住民監査請求を行なった。

渡辺氏の話では、平成9年、から四二五一万円(㎡単価十国鉄清算事業団から南口西街区の土地を三島市の開発予定地として三島市土地開発公社が六億四千万円(㎡単価十三万円)で購入した。ところが西街区の開発事業は20年近く棚上げで、市は開発の目途が立たないとして開発公社に売却を指示した。

平成29年6月末、土地開発公社は西街区の三千百四一㎡を四億一六八万円(㎡単価二・八万円)で東急電鉄に直接売却した。ところが同じ日に、三島市は隣接する観光案内所用地一六二㎡を東急電鉄に七〇五万円(㎡単価一・一万円)で売却している。その観光案内所用地三〇七㎡は体撤去費用約九千万円は、本平成14年に三島市が開発公社



三島駅南口西街区

は議会の議を経ることなく、側に作つて間もない公衆トイ

レや観光案内所の建物等の解

り前だ。しかし、今回の売却

は議会の議を経ることなく、

は議会に諮り市が一旦公社か

ら議会に譲り市が一旦公社か

として議会の了承を得て購入

した。売却についても本来な

い。三島市は隣接する観光案

内所用地一六二㎡を東急電鉄

に七〇五万円(㎡単価一・一

万円)で売却している。そ

の観光案内所用地三〇七㎡は

本平成14年に三島市が開発公社

が可能になる都市計画の変更

來買い手である東急が負担す

べきものを市が負担している

という。

ちなみに、平成29年度の国交省地価公示価格でも西街区周辺地価は一㎡単価三〇・六万円である。渡辺氏等が独自に

売却地を不動産鑑定したところ、低く見積もつても七億六千万相当の鑑定価格(㎡単価二四・四万円)で、その差額五千円もの損失を市に与えたと主張している。

地方自治法第237条2項では「条例又は議会の議決による場合でなければ…適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定している。

更に問題なのは、20年前に国鉄清算事業団より購入した時は「南口再開発事業用地」

問題は、土地開発公社が直

接売却することで議会のチエックを回避したことや、売却に際して公募をかけたが東急し



発行人 市民ひろば編集委員会

〒411-0858

三島市中央町3-32 小出ビル3F

代表 小野 啓一

電話 : 055-994-9211  
shimin\_hiroba@ybb.ne.jp  
振替 00870-5-153264

ひろば新聞定期購読者募集

申し込みは上記連絡先へ  
毎月3000部発行  
年額1000円

により容積率が二〇〇%か  
ら四〇〇%に引き上げられ、  
それにによる地価上昇効果も  
反映されていない、余りに  
も安すぎる売却は多くの市  
民が納得できないでいる。

一方、三島市は、昨年3月  
5月17日付岡市長から三島

市土地開発公社理事長宛の依  
頼書から、その内容は「西

街区については、市が用地を  
買い戻す前提で先行取得した」

ことを明らかにしながら「再

開発事業の見込みが立たない  
ため、民間開発による観光交

流拠点整備に転換することに  
した」として「公募等による

直接売却することをお願いし  
たい」と述べていることなど

から、市長自身の指示は明白

である。

東急に売却された西街区

は昨年より工事が進められ  
ていたが、何故か、建築確

認が取れないなかつたこと  
が発覚し、工事請負業者は

機材を引き上げ工事はストップした状態だ。(H)

おいて、

南口西街区の売却につい  
て、地方自治法第96条第1項  
第8号(議会の議決案件)

の規定、また、議会議決に  
付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第  
3条(土地については1件

五〇〇〇㎡以上のものに限  
る)の規定、さらには、地

方自治法第237条第2項  
(財産を適正な対価なくし  
て譲渡の禁止)の規定のい  
ずれにも該当しないと主張

している。